

大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例

制定 平成 20 年 8 月 15 日

改正 令和 5 年 12 月 15 日

(目的)

第 1 条 この特例は、大幅な株式分割等が行われた銘柄に関し、株式等振替制度に係る手数料に関する規則（以下「規則」という。）の特例を定める。

(用語)

第 2 条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権の分割において、分割後の発行総数又は発行総口数を分割前の発行総数又は発行総口数で除して得た数をいう。
- (2) 割当比率 振替株式の株式無償割当てにおいて、割当て後の発行総数を割当て前の発行総数で除して得た数をいう。
- (3) 併合比率 振替株式、振替投資口、振替投資信託受益権又は振替受益権の併合において、併合後の発行総数又は発行総口数を併合前の発行総数又は発行総口数で除して得た数をいう。
- (4) 単元株式数等の変更比率 振替株式の単元株式数の変更又は振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権若しくは振替受益権の売買単位の変更において、変更前の単元株式数又は売買単位を変更後の単元株式数又は売買単位で除して得た数をいう。
- (5) 分割等による調整率 振替株式においては平成 13 年 10 月 1 日以降行われた分割、株式無償割当て、併合又は単元株式数の変更（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）による改正前の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。以下同じ。）される前に行われたものを除く。）について、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権においては平成 21 年 1 月 5 日以降行われた分割、併合又は売買単位の変更（金融商品取引所に上場される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数等の変更比率をそれぞれ乗じて得た数をいう。

(6) 特例銘柄 分割等による調整率が 10 以上である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権又は振替受益権の銘柄をいう。

(口座管理手数料の算出方法)

第 3 条 規則別表に定める口座管理手数料の算出に際しての特例銘柄に係る口座残高は、10 を分割等による調整率で除して得た数を乗じて算出するものとする。

(分割等による調整率の変更日)

第 4 条 新たに分割等（第 2 条第 5 号に定める分割、株式無償割当て、併合、単元株式数の変更又は売買単位の変更をいう。）が行われた場合の調整率の変更は、当該分割等の効力発生日に行うこととする。

附 則

この特例は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 15 日通知）

この改正規定は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。ただし、令和 5 年 7 月 11 日以降の手数料の計算について適用する。